

処遇改善加算等の支給方法に関する内規

1. 支給方法

(1) 処遇改善手当

- ① 正規介護職員… 1 か月あたり 30,000 円を支給する。ただし、介護職と他の業務と兼務（主な職種としてケアマネ・相談員）の場合は 15,000 円とする。
- ② 非常勤介護職員… 1 時間あたり 120 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。ただし、介護職と他の業務と兼務（主な職種としてケアマネ・相談員）の場合は 1 時間あたり 100 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。

(2) 特定処遇改善手当

- ① 正規職員（看護）… 1 月あたり 1,200 円を支給する。
- ② 正規職員（事務）… 1 月あたり 5,000 円を支給する。
- ③ 非常勤職員（看護）… 1 時間あたり 10 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。
- ④ 非常勤職員（事務）… 1 時間あたり 30 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。
- ⑤ 非常勤職員（運転手）… 1 時間あたり 30 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。
- ⑥ 非常勤職員（調理）… 1 時間あたり 30 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。
- ⑦ 非常勤職員（介護補助等）… 1 時間あたり 30 円を時間給に組み込み基本時間給アップを図る。

(3) 処遇改善規程第 3 条に定める基本給の一部・各種手当の一部・一時金の一部・昇給の原資として支給する。

(4) それぞれの手当の原資となる介護報酬加算額と支給済額を比較し、残額が発生した場合は、6 月に一時金として精算する。

2. その他

手当額に相当する社会保険料相当額を手当額の 15% とし、介護報酬加算額から控除するものとする。

なお今後の法人の収入の状況を見ながら、支給金額および支給方法については見直しを行う場合があるものとする。

付 則

令和 2 年 6 月 2 日から施行する。

令和 4 年 10 月 15 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正